

船舶インシデント調査報告書

平成29年7月20日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	平成28年9月21日 12時00分ごろ
発生場所	北海道根室市落石岬南方沖 落石岬灯台から真方位180° 16.9海里付近 （概位 北緯42° 53.0′ 東経145° 31.0′）
インシデントの概要	漁船第二十五稲荷丸は、航行中、主機の運転ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成29年1月25日、主管調査官（函館事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 第二十五稲荷丸、19トン MG2-5678（漁船登録番号）、有限会社カネジュウ安住漁業 第210-50979号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 2、視界 良好 海象：波高 約1m
インシデントの経過	本船は、船長ほか5人が乗り組み、根室市花咲港を出港し、さんま棒受網漁の目的で漁場に向けて落石岬南方沖を航行中、平成28年9月21日12時00分ごろ主機が異音を発した後、白煙を発した。 本船は、主機の運転ができなくなり、僚船にえい航されて花咲港に戻った。 本船は、帰港後、機関整備業者が主機の開放点検を行ったところ、2番シリンダの排気弁弁棒が、弁傘部より折損して弁傘部がシリンダ内に落下しており、ピストン、シリンダライナ、シリンダヘッド、過給機等の破損が判明した。
分析	本船は、さんま棒受網漁の漁場に向けて落石岬南方沖を航行中、主機2番シリンダの排気弁弁棒が、弁傘部より折損したことから、弁傘部がシリンダ内に落下してピストン、シリンダライナ等が破損し、主機の運転ができなくなって運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、さんま棒受網漁の漁場に向けて落石岬南方沖を航行中、主機2番シリンダの排気弁弁棒が、弁傘部より折損したため、弁傘部がシリンダ内に落下してピストン、シリンダライナ等が破損し、主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。

参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・主機は、機関取扱説明書に従い、機関整備業者に依頼するなどして定期的にピストン抜き出し整備及びシリンダヘッド付諸弁の開放整備を実施し、必要に応じて吸気弁、排気弁等を交換すること。
-----------	---